

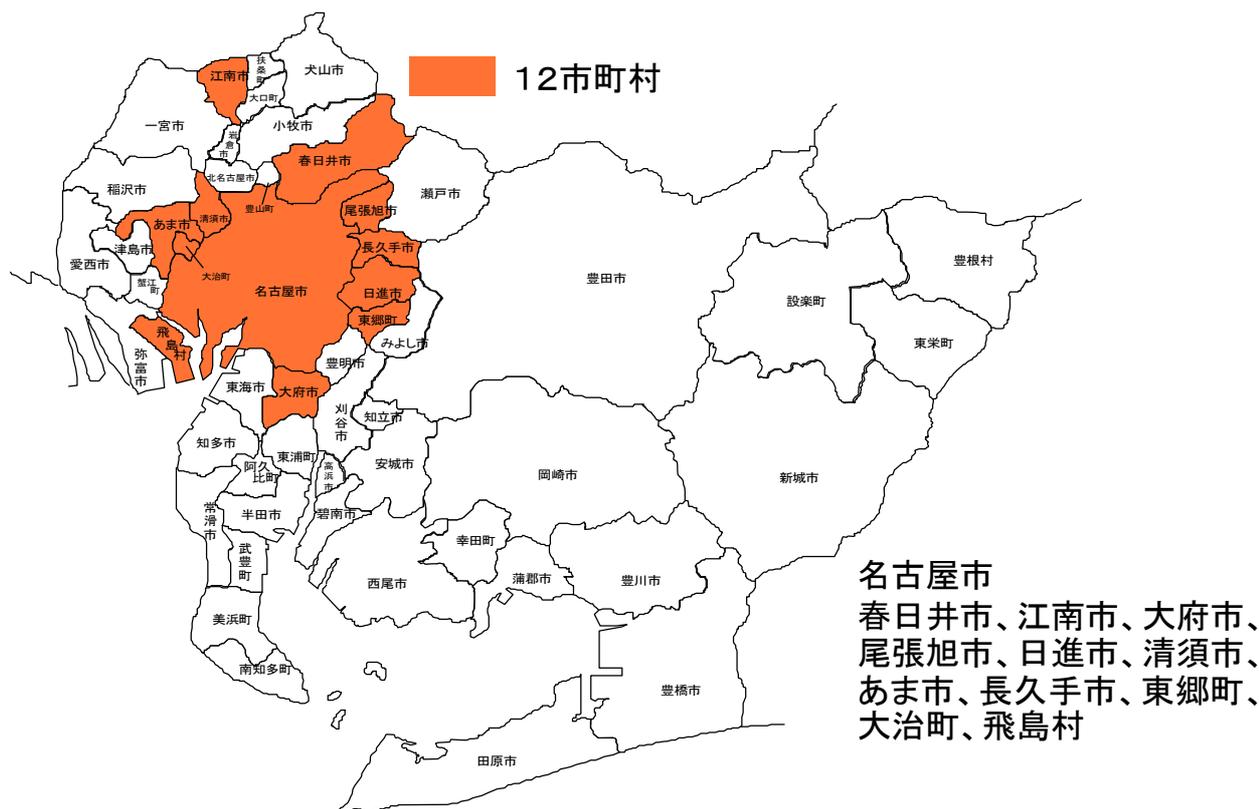
愛知県新型コロナウイルス感染症

第5波の終息に向け

まん延防止等 重点措置

愛知県全域 8月8日～8月31日

重点措置を講じるべき区域(措置区域)



「愛知県まん延防止等重点措置」の対策

県民	① 不要不急の行動の自粛	外出自粛 措置区域 :20時以降 措置区域以外:21時以降
	② 県をまたぐ不要不急の移動自粛	緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域
	③ 高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④ 基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請	措置区域:5時~20時、措置区域以外:5時~21時 愛知県全域:カラオケ設備の利用自粛
	⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ	措置区域:5時~20時、措置区域以外:5時~21時 イベントの開催制限の遵守
	⑦ 業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧ テレワークの推進等	休暇取得の促進等
	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
その他	⑩ イベントの開催制限等	人数上限5,000人+50%(大声あり)・21時まで
	⑪ 行事等での対策	夏休みやお盆期間中の不要不急の旅行は中止・延期
	⑫ 学校等での対応	寮生活・クラブ・部活動の感染対策徹底
県	⑬ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の感染拡大防止対策	東京都等オリンピック・パラリンピック開催地への移動自粛、パブリックビューイングの自粛
	○ ワクチン接種体制の整備加速	○ あいスタ認証制度の普及

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に措置区域:20時以降、措置区域以外:21時以降
- 感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人まででマスク会食**
- **三密は避け、**
必要な外出は短時間で



内閣官庁HP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤-1 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

地 域	措置区域	措置区域以外
期 間	8月8日（日）～8月31日（火）	
対 象	全ての飲食店等	
時 間	5時～ 20時	5時～ 21時
酒類の提供	禁止	「一定の要件」を満たした場合に限り、提供可 時間的余裕をもって ストップ

⑤-2 時短要請に係る協力金

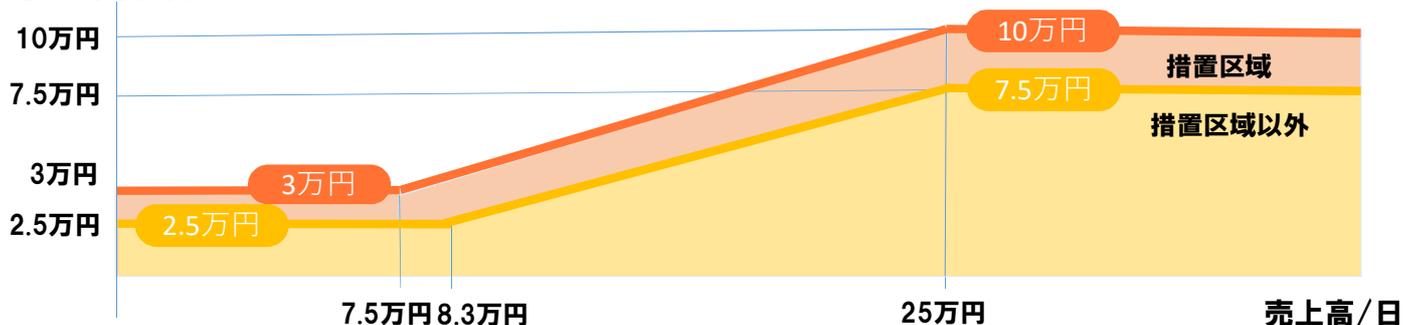
地域	措置区域	措置区域以外
期間	8月8日（日）～8月31日（火）24日間	
協力金 (1店舗1日あたり)	○中小企業 売上高に応じて 3万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円)	○中小企業 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円)
主な支給要件	①業種別ガイドラインを遵守 ②「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示 ③カラオケ設備の利用自粛（カラオケボックスを除く）	

⑤-3 時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり（売上高は、前年度または前々年度の売上高を用いる）

措置区域				措置区域以外			
売上高/日 およその年売上高	～7.5万円 ～3,000万円	7.5万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～	売上高/日 およその年売上高	～約8.3万円 ～3,000万円	約8.3万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	3 万円	3万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円	協力金の額 (店舗・日)	2.5 万円	2.5万円～7.5万円 (1日あたり売上高の30%)	7.5 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較）

売上高減少額の4割（最大20万円）

※中小企業においてもこの方式を選択可

措置区域以外の店舗は、前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高の30%の額を超えることはできません。

⑤-4 カラオケ設備の利用自粛

地 域	愛知県全域	
期 間	8月8日(日)～8月31日(火)	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食を主として業としている店舗 ・結婚式場 ※カラオケボックスは対象外 	
内 容	カラオケ設備の利用自粛	

⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

期間

8月8日(日)～8月31日(火)・24日間

主な対象施設	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 集会場、公会堂 等 展示場、貸会議室、文化会館 等 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限の遵守 ・5時から21時までの時短要請 ※イベント開催以外の場合は、 1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ) ※映画館については、 1000㎡超：5時から21時までの時短要請
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等 博物館、美術館、科学館 等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限の遵守 ・1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ) ※イベント開催の場合は5時から21時までの時短要請
マージャン店、パチンコ屋 等 個室ビデオ店、射的場 等 スーパー銭湯、ネイルサロン等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ)
大規模小売店、ショッピングセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超：5時から20時までの時短要請 (措置区域以外は21時までの働きかけ)
スーパー、コンビニ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底

⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	8月8日（日）～8月31日（火）【24日間】	
地 域	措置区域	
協 力 金	大規模施設	テナント・出店者
対 象 事 業 者	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等(飲食店等の協力金交付者は除く)
1日あたりの支給額	自己利用部分面積 1,000㎡毎に20万円/日に 「短縮した時間/本来の営業時間」を 乗じた額 ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり	店舗等面積 100㎡毎に2万円/日に 「短縮した時間/本来の営業時間」 を乗じた額

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑧ テレワークの推進等

- 接触機会の低減に向け、休暇取得の促進、
テレワークの推進等
- 勤務抑制 措置区域:20時以降 措置区域以外:21時以降

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の居場所の切替わりに注意

Ⅲ. その他のお願い

⑩ イベントの開催制限等

事業者における開催制限

内容	人数上限 5,000人+50%(大声あり)
その他	○開催時間: 21時まで ○イベント前後の 飲食自粛 周知 ○参加者は 人との距離確保 等対策徹底

⑪ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底**
- 夏休みやお盆期間中の**不要不急の旅行等の原則中止・延期**

⑫ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続**
- 寮生活・部活動など集団行動での対策徹底**

⑬ オリンピック・パラリンピック期間中の感染拡大防止対策

- 東京都・首都圏等開催地への移動自粛**
- やむを得ず移動する場合は目的地との直行・直帰**
- パブリックビューイングの自粛**

Ⅳ. 県の取組

- ワクチン接種体制の整備加速**
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、**
あいスタ認証制度の普及